

「森林・農地周辺施設等の放射性物質の除去・低減技術の開発」  
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成 23 年 11 月 14 日）

【公募課題 1 について】

Q 1 落葉等の除去を安全に行う方法とは何か。

A 除染作業者の被曝を防止する方法を開発するとともに、作業時の被曝量を算定することを想定しています。

Q 2 放射性物質の拡散防止とは何か。

A 放射性物質を含む枝葉、落葉、土壌等が森林から周辺の農地や宅地に移動することを防止することです。具体的にはこれらの除去、または、薬剤等による固定や工作物による移動防止などが考えられます。

Q 3 水に含まれる放射性物質の量を福島県内で継続的に観測するとあるが、観測地点は農水省から具体的に指定されるのか。観測地点は何点か。

A 計画的避難区域等の放射線量が高い地域での観測を想定しています。また、少なくとも複数箇所の観測地点を想定しています。

Q 4 森林から流出する水の継続的な観測とは、どの程度の期間、頻度を示すか。

A 流水中の放射性物質濃度の季節変動を明らかにするために、観測開始より 1 年間は継続することが求められます。また、観測期間中は水サンプルを毎日採取するとともに、一定量以上の降水後（降雨強度 30mm/h 以上や連続雨量 30mm 以上などを想定）に毎時採取を 20 時間程度行うなどの連続したサンプリングを想定しています。

Q 5 測定対象となる放射性物質は何か。

A セシウム 134 とセシウム 137 は必須と考えております。

Q 6 24 年度の研究内容は何か。

A 23 年度内に一定の成果を得ることが必要です。ただし、水の観測については、24 年度も継続し、1 年間を通じた観測を行うことを想定しております。

【公募課題 2 について】

Q 7 用排水路等の農業用施設、畦畔、農道等の対象に特定の場所や条件等はあるか。

A 特定の条件等はありません。ご提案いただく内容次第ですので、こちらからは限定しておりません。

Q 8 技術の実証を含むとあるが、何を指すのか。

A ご提案いただいた機械等の技術の効果について実際にデータ等を取得し、

その効果が確認できる現地実証をお願いします。

Q9 用排水路等の農業用施設、畦畔、農道等についてそれぞれのテーマごとの採択となるのか。

A 原則として委託件数は各公募課題で1件となるため、応募要領に記載されている複数のテーマでのご提案をお願いします。(ただし、公募課題によっては複数の応募者を採択する場合があります。)

【公募課題3について】

Q10 研究によって生じる廃棄物の保管にはどれくらいの費用を見込んでいるのか。

A 保管場所の整地、保管容器の製作、廃棄物の回収・設置の総額として60,000千円を見込んでおります。ご応募の際は、回収・保管に係る費用を除いた90,155千円を研究費としてご提案下さい。

Q11 保管すべき残土等の量が、想定を超えて発生した場合はどうするのか。

A 保管する残土や残さ等については、あらかじめ設定してある費用の中で、農林水産技術会議事務局が各研究課題の実施者と調整し、指示します。

Q12 保管する容器について、指定はあるか。

A 農林水産技術会議事務局で図面を準備し、自治体と協議した上で指定します。

【その他】

Q13 H23年11月中旬に予定している審査委員会までに参加競争資格を取得することとなっていますが。

A 審査委員会はH23年11月下旬に行う予定です。応募時に資格取得が済んでいない機関については、申請が済んでいることを証明する書類を提出して下さい。